

令和5年第4回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和5年12月20日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第59号議案 幸田町企業立地促進基金条例の制定について
第60号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について
第61号議案 幸田町公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
第62号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第63号議案 幸田町高齢者ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の廃止について
第64号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第65号議案 西三河都市計画事業幸田町駅前土地区画整理事業施行条例の廃止について
第66号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第67号議案 土地の取得について（消防施設整備事業用地）
第68号議案 土地の取得について（長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業用地）
第69号議案 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）
第70号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第6号）
第71号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第72号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
陳情第12号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
陳情第13号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
陳情第14号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書
陳情第15号 日本政府に核兵器禁止条例の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情書
陳情第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
陳情第17号 現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める陳情書
陳情第18号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
議員提出議案第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第4 第73号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第74号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第75号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について
第76号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第77号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第7号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 成瀬千恵子君
総務部長 林保克君	参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民こども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君	環境経済部長 鳥居靖久君
建設部長 内田守君	上下水道部長 石川正樹君
消防長 小山哲夫君	教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 大須賀龍二君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、14名であります。

議事日程は、本日お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 藤本和美君及び2番 吉本智明君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、第59号議案から第72号議案までの14件、陳情第12号から陳情第18号までの7件を一括議題といたします。

これから、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、廣野君。

〔11番 廣野房男君 登壇〕

○11番（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

令和5年12月20日

議長 藤江 徹様

委員長 廣野房男

令和5年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第59号 幸田町企業立地促進基金条例の制定について

企業立地の促進に必要な財源を確保することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第60号 幸田町職員定数条例の一部改正について

社会情勢の変化に対応するための職員の適正配置に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第61号 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

職員を派遣することができる団体の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第67号 土地の取得について（消防施設整備事業用地）

消防施設整備事業用地として取得することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第70号 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第6号）中、総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出

総務教育委員会所管部分、第1条、歳入、2億9,866万1,000円追加。歳出、2億532万8,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第12号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

国に対し、保護者負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充することを初め、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第13号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

県に対し、教育の公平を実現し、私学選択の自由を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することの意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第14号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書

「教育の機会均等」の理念に基づき、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する町独自の授業料助成制度を維持し、拡充することを求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第15号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情書

国に対し、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めることの意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔11番 廣野房男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

9番、都築君。

〔9番 都築幸夫君 登壇〕

○9番（都築幸夫君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告させていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和5年12月20日

議長 藤江 徹様

委員長 都築幸夫

令和5年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読させていただきます。

第62号 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩堀住民広場を設置することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第63号 幸田町高齢者ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の廃止について

幸田町高齢者ふれあいプラザの廃止に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第64号 幸田町営住宅条例の一部改正について

町営住宅の入居者資格の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第65号 西三河都市計画事業幸田駅前土地地区画整理事業施行条例の廃止について

西三河都市計画事業幸田駅前土地地区画整理事業の完了に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第66号 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

農業集落排水事業に地方公営企業法の規定を適用することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第68号 土地の取得について（長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業用地）

長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業用地として取得することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第69号 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）

幸田町地域振興施設の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第70号 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第6号）中、福祉産業建設委員会所管に係る歳入及び歳出

福祉産業建設委員会所管部分、第1条、歳入、926万1,000円追加。歳出、1億259万4,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第71号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第1条、歳入歳出、3,497万2,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第72号 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

第1条、歳入歳出、1億784万2,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

国、県、町に対し、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第17号 現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める陳情書

国に対し、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第18号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出を求める陳情書

国に対し、現在WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知することを初め、2項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔9番 都築幸夫君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） ございませんので、以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） ありませんので、以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、上程議案14件と陳情7件について討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

12番、稲吉君。

〔12番 稲吉照夫君 登壇〕

○12番（稲吉照夫君） おはようございます。

第63号議案 幸田町高齢者ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の廃止について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

幸田町内には1カ所しかない高齢者の居場所をなくしてしまうことは、現在高齢化社会が進んでいる中で、なぜと疑問を感じます。このふれあいプラザの役割は、まだまだ大切であると考えます。認知症予防等、高齢者がいつまでも心身ともに元気であることを目指すことが大切な福祉事業ではないでしょうか。スタート当初、年間利用者が8,000人強あったものが、今では3,000人強と減ってはいますが、だから廃止でよろしいでしょうか。

若い人たちのように、環境の変化に簡単に対応できないのが高齢者です。今まで行われた場所ですから、行き慣れた場所ですから、毎日のように通い、行き、歩き、しゃべり、笑いながらの日々を過ごすことで元気が保たれていると思います。

議案が提出されてから、シニア・シルバー世代サポートセンター長の意見を聞きました。11月20日の日にふれあいプラザ利用者の方と一緒に話をしました。センター長の話では、ふれあいプラザに今あるカラオケはそのままいいですよ。ただし、セミナーを予定しているから、その日は利用できませんという話で、高齢者がいつまでも元気で活躍していただくのがサポートセンターの役目の一つですからとも言われました。共存できるならと安心していましたが、福祉課の管理下であることからこの話は消されました。

ちょっと前ですが、平成28年版厚生労働白書によると、年を取って生活したいと思う場所はどこですかという問いに対し、約70%を超える高齢者が、これまで住み続けた自宅と答えています。そして、心身機能の向上については、日常生活の中であらゆる機会を通じて外出することで重要なことは、他人とコミュニケーションを図ることです。介護予防の取組には、日常的に外出して他人と触れ合うことが生きがいにつながるような通いの場が地域にあることが重要とありました。まさしくふれあいプラザは、必要な場所だと感じました。

次に、シルバー世代サポートセンターの移転先の検討施設が福祉課の管内のみで検討した結果と言われました。別の所管施設の利用の検討はもう必要ではないでしょうか。例えば、つつじ会館、大草広野事務所など、各課横断的に各施設の利用を検討することが大切ではないでしょうか。特に今後、大草広野区には福祉ゾーンの開発構想があります。この施設の中に高齢者の居場所が設置されてから、ふれあいプラザをなくせばよいのではないのでしょうか。今はシニア・シルバー世代サポートセンターが移転しても、ふ

れあいプラザと共存することをお願いし、廃止に反対するものであります。

〔12番 稲吉照夫君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、藤本君。

〔1番 藤本和美君 登壇〕

○1番（藤本和美君） おはようございます。

陳情第18号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出を求める陳情書に、賛成の立場で討論させていただきます。

WHOのパンデミック条約締結と国際保健規則の改正は、国民の権利や生活に大きく関わる可能性のある法的拘束力を持つ条約になる可能性があります。外務省によれば、来年、令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されています。現在、WHOのウェブサイト等で公開されている英文などの草案及び修正案では、例えば、第1条にあります一時的な勧告の定義は、WHOから発せられる拘束力のない助言としていたものを、拘束力のないという文字を削除しています。第2条では、本規則の実施は、個人の尊厳、人権、基本的自由を十分尊重して、公平性、包括性、一貫性の原則に基づくとしていたものを、個人の尊厳、人権、基本的自由を十分尊重しての部分が削除されています。このように非常に重大な事柄が国民に十分な情報の開示がされているとは言えません。WHOの勧告に法的に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念されます。そのため脱退をする国も出ております。

しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が国民に十分周知されているとは言いがたい状況にあり、民主主義の危機とも言えます。一般質問でも説明させていただきましたが、ワクチンの健康被害が戦後最大の現状下で、その対策や対応や分析も追いついていない中、これらの問題が周知されないまま進められるということに危機感を感じます。

先日、福井県知事は、県議会の一般質問において、このパンデミック条約締結及び国際保健規則改正に関して、このように答弁されています。地方公共団体として、行動が制限され、もし県民が守れないような内容が含まれていれば、改善を求める声を全国知事会と共に強く上げていきたいとのことでした。

外務省や厚生労働省が、改正案の内容をホームページに随時掲載したり記者会見をするだけでも、国民に情報は開示されることとなります。そのとき初めて議論される土壌になるのではないのでしょうか。

投票率低下は、国民の政治への諦めとも言われます。国がやっていることこそ情報を可能な限り開示し、国民の意見を聞くことが肝要なことであると考え、意見書の提出を求める陳情書に賛成の討論とさせていただきます。

〔1番 藤本和美君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

14番、丸山君。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

○14番（丸山千代子君） 原案に反対の立場から討論をしてみたいです。

第63号議案 幸田町高齢者ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

高齢者ふれあいプラザは、2000年に介護保険制度が導入される時に高齢者が自由に使うことができる施設として、100%国の負担補助によって建設されたものであります。それを利用者が少ないからと、手狭になったからとあって、シニア・シルバー世代サポートセンターの移転場所として追い出しを図り、廃止するには反対であります。

そもそも、シニア・シルバー世代サポートセンターの事務所の一角に北部包括支援センターを設置したことで手狭になったものであります。さらに、中部包括支援センターは、社会福祉協議会の片隅にあります。一方、南部包括支援センターは、単独施設として建設をされました。いずれも高齢者福祉のための施設であります。その配置計画などきちんと位置付けられず、設置に当たっては後手に回り、割を食ったのが追い出し状態となった高齢者ふれあいプラザであります。

高齢者ふれあいプラザは、町全体の積極的な利用には至っていないというのが廃止の理由に挙げられていますが、活用状況が全体のものになっていないというのであれば、活用促進の取組をするのが福祉の役割ではないでしょうか。利用者が新型コロナウイルス感染症などで、令和3年度には1,117人と少なくなりましたが、令和4年度には3,785人と利用者の増加となっており、これからも増加は見込まれるものではないでしょうか。高齢者が増加する状況の中で、高齢者の居場所はこれからはますます必要になってまいります。高齢者ふれあいプラザを廃止することではなく、高齢者が自由に利用できる施設の存続を求め、反対討論といたします。

次に、陳情第18号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出を求める陳情書であります。

陳情者が、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、将来の感染症の蔓延に備えるためとしていますが、その内容はまだ策定途上であります。パンデミック条約の交渉用のテキストにもあるとおり、国家主権の尊重、内政干渉、国際連携促進の原則の下、将来のパンデミックに際して、低所得国が当該感染症の治療薬・ワクチン等の公平な供給を受けられるよう、技術・ノウハウの移転、生産能力の強化、病原体の情報へのアクセスと利益配分に係るルールを定める方向で交渉が進められているものとして承知しているものであります。陳情項目の1、2、3については、国連憲章とWHO憲章に基づいて策定される国際協力の枠組みづくりの条約によって、各国の主権が侵害されたり、統治権が奪われたりすることなどあり得ないことであります。実際、パンデミック条約の交渉用テキストにも、各国政府の主権の尊重と内政への不干渉が明記をされております。

また、条約のテキストを練り上げる政府間交渉会議の審議は、WHOのウェブサイトで誰でも閲覧できるように中継され、録画もアップロードされて一般公開に供されるなど、極めて透明性の高い形で開催されております。

したがって、確定した正文がない段階で評価を述べることはできませんが、世界的な

健康危機が起こり、多くの低所得国が置き去りにされた痛苦の経験を踏まえ、妨害や困難を乗り越えて、世界の人々を新興あるいは再興感染症から守るための実効ある条約・規則が策定されることを望むものであります。

以上から、この陳情には賛成しかねるものであり、反対をするものであります。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番、丸山君。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

○14番（丸山千代子君） 原案に賛成する立場から討論をしてみたいです。

陳情第14号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書であります。

愛知県では、公立、私立の枠の中で、3分の1の高校生が私学に通わなければならない状況であり、私学はまさに公教育の一環であります。しかし、私学に通う高校生に係る負担は大きく、陳情にあるように公私格差が歴然としてあります。

幸田町では30年前に、私学に通う高校生の負担軽減のため授業料助成制度が始まり、1年間で1万2,000円の助成額となりました。それ以来、見直すことなく、助成額は据え置いたままであります。

近隣の西三河では、岡崎市とみよし市、幸田町が1万2,000円、ほかでは、刈谷市、高浜市、安城市、碧南市、豊田市、西尾市、知立市など、所得などによっても上乘せをするなど引き上げております。

コロナ禍や物価高騰など、町民の生活、暮らしが大変なときであります。負担感が増すばかりであり、少しでも軽減するためにも、30年来見直していない私立高校生の授業料助成の引上げをするためにも、この陳情の趣旨をくみ取り、採択していただくよう求め、賛成討論といたします。

陳情第15号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情書であります。

アメリカ、ニューヨークの国連本部で開かれた核兵器禁止条約第2回締結国会議に日本政府はオブザーバー参加すらしておりません。唯一の被爆国として参加すべきではないでしょうか。

岸田首相は、被爆地長崎で開かれた核なき世界実現を目指し、国内外の有識者が議論する国際賢人会議の第3回会合で、核兵器廃絶に向けて会議の英知を得つつ、引き続き強いリーダーシップを発揮していく決意だと語っていますが、核兵器禁止条約については一言も触れておりません。

長崎の被爆者4団体などをつくる核兵器禁止条約の会・長崎は、核兵器の恐ろしさを最も分かっている国として、世界に行動で示さなければならないと訴えております。

2017年7月7日に核兵器に関わるあらゆる活動を禁止する核兵器禁止条約が採択をされ、2021年1月22日に発行しました。93カ国が署名をし、69カ国が批准をしております。日本は、唯一の被爆国として率先して核兵器禁止条約に参加すべきですが、いまだに署名も批准もしておりません。核兵器禁止条約の意義からも、こ

の陳情を採択し、国に意見書を提出していただくよう求め、賛成討論といたします。

次に、陳情第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書であります。

住民の命と暮らしを守るため、地方自治体に対して、社会保障施策の拡充を求める愛知自治体キャラバン実行委員会は、1983年から毎年、県内全ての自治体に要請し、40年目を迎えました。来年度は、6年に一度ある診療報酬や介護報酬改定、介護保険制度改定の年であり、施策拡充が求められているときであります。

しかし、国は、コストカット型経済からの転換と言いながら、高齢化などで増える社会保障費の自然増分は削減路線を継承し、少子化対策の財源確保を口実に、社会保障の歳出削減も掲げております。医療・介護は、歳出削減を進める一方であります。コロナ禍や円安物価高騰などによって国民の暮らしはさらに悪くなり、負担は増える一方あります。国民の願いは、陳情項目にあるように、子育て支援や医療の充実、安心して介護が受けられるようにしていくためにも、施策拡充が求められるものであります。

陳情項目は多岐にわたっていますが、運動を進めていく中で前進したのが予防接種の充実、18歳までの医療費無料化の実現などしたものが挙げられております。愛知県下の介護・医療・福祉水準の引上げ・充実などの役割も果たしております。

とりわけ、国、県に対する意見書の提出については、趣旨を理解していただき、採択していただくよう求め、賛成討論といたします。

陳情第17号 現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める陳情書であります。

健康保険証の廃止などを定めた改定ナンバー法が国会で成立した後も、マイナンバーカードをめぐるトラブルが次々に明らかになっていきます。医療現場では大混乱も起こっております。カードを読み込む機械の不具合もあり、本人が持参した保険証で保険資格を確認した例など、保険証の提示でトラブルを切り抜けたケースなどもありました。

また、マイナンバーカードに別人の保険情報が登録されていた事例は、厚労省によると、7,300件以上確認をされております。厚労省は、初めてカードを使って医療機関などを受診する場合など、従来の保険証も持参するように呼びかける方針を決めております。重大な医療事故につながりかねないケースも起こっているなど、トラブル続きであります。今必要なのは、マイナ保険証の運用をやめ、問題点を究明することです。

来年秋の保険証を廃止するというのではなく、現行の保険証は存続し、マイナンバーカードの保険証を任意とすることです。陳情に応えるため、現行の保険証の存続について国に対して意見書を出すべきであると主張して、賛成するものであります。

以上で、賛成討論を終わります。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案14件と陳情7件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

初めに、第59号議案 幸田町企業立地促進基金条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第61号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第62号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第62号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第63号議案 幸田町高齢者ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第63号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第64号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第64号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第65号議案 西三河都市計画事業幸田駅前土地区画整理事業施行条例の廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第65号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第66号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第66号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第67号議案 土地の取得について（消防施設整備事業用地）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第67号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第68号議案 土地の取得について（長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業用地）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第68号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第69号議案 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第69号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第70号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第6号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第70号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第71号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第71号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第72号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第72号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第12号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第12号は、採択することに決しました。

次に、陳情第13号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第13号は、採択することに決しました。

次に、陳情第14号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第14号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第14号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第15号 日本政府に核兵器禁止条例の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第15号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第15号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第16号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第16号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第17号 現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第17号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第17号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第18号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第18号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第18号は、不採択することに決しました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時50分
再開 午前10時00分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3

○議長（藤江 徹君） 日程第3、議員提出議案第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について、及び議員提出議案第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について、以上の2件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、廣野君。

〔11番 廣野房男君 登壇〕

○11番（廣野房男君） それでは、意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和5年12月20日

提出者	幸田町議会議員	廣	野	房	男	
賛成者	幸田町議会議員	岩	本	知	帆	
		〃	藤	本	和	美
		〃	吉	本	智	明
		〃	黒	木		一
		〃	稲	吉	照	夫
		〃	笹	野	康	男

提案理由

国の私学助成の拡充を求める必要があるから。

国の私学助成の拡充に関する意見書（案）

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかし、それでもなお年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校生と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では、高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となって

いる。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、保護者負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

愛知県額田郡幸田町議会 議長 藤江 徹

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 宛

以上となります。

引き続き、4ページから6ページを御覧ください。

議員提出議案第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和5年12月20日

提出者	幸田町議会議員	廣 野 房 男
賛成者	幸田町議会議員	岩 本 知 帆
	〃	藤 本 和 美
	〃	吉 本 智 明
	〃	黒 木 一
	〃	稲 吉 照 夫
	〃	笹 野 康 男

提案理由

愛知県の私学助成の拡充を求める必要があるから。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（案）

愛知県では、高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は公教育の場として「公私両輪体制」で県の公教育を支えてきた。そのため、保護者負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点政策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ愛知県においては、令和2年度以降、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万円未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子どもたちの私学選択の自由は大きく広がった。

しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても初年度納付金で、年収720万円から840万円世帯は約35万円、年収840万円から910万円世帯は54万円とい

う大きな負担が残されており、学費の心配をせずに私学を自由に選べる状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、全ての子どもが私立も自由に選択できることが大前提であり、公私格差の解消はその根幹である。

よって、当議会は教育の公平を実現し、私学選択の自由を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

愛知県額田郡幸田町議会 議長 藤江 徹

提出先

愛知県知事 大村 秀章 様

以上となります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。議員提出議案の趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔11番 廣野房男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

まず、議員提出議案第6号の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、議員提出議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第7号の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） ありませんので、以上で、議員提出議案第7号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議員提出議案2件について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、議員提出議案第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第6号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第7号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第4

○議長(藤江 徹君) 日程第4、第73号議案から第77号議案までの5件を一括議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、単行議案第73号議案から第76号議案までの4件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

第73号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、1ページから3ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましては、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正と同様に行うものであります。

改正の概要につきましては、本条例の第6条第2項に規定する期末手当の支給割合について、まず第1条関係としましては、令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を、100分の165から100分の175に改め、次に第2条関係において、令和6年度以降に支給する期末手当の支給割合を、第1条で改正した100分の175から100分の170とし、6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。

施行期日につきましては、第1条で改正する内容については公布の日とし、第2条で改正する内容については、令和6年4月1日とするものであります。

なお、第1条で改正する内容については、国の取扱いに準じ、令和5年12月支給分の期末手当から改定するため、適用日を令和5年12月1日とするものであります。それに伴い、既に12月8日に支給した期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額分を年内に追加で支給する予定であります。

続きまして、議案書3ページをお開きください。

第74号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、4ページから6ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましても、先ほどの第73号議案と同じく、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正と同様に行うものであります。

改正の概要につきましては、本条例におきましても、条例の第5条第2項に規定する期末手当の支給割合について、まず第1条関係としましては、令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を、100分の165から100分の175に改め、次に、第2条において、令和6年度以降に支給する期末手当の支給割合を、第1条で改正した100分の175から100分の170とし、6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。

施行期日につきましては、第73号議案と同じく、第1条で改正する内容については公布の日、第2条で改正する内容については、令和6年4月1日とするものであります。

なお、第1条で改正する内容については、国の取扱いに準じ、令和5年12月支給分の期末手当から改定するため、適用日を令和5年12月1日とするものであります。それに伴い、既に12月8日に支給した期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額分を年内に追加で支給する予定であります。

続きまして、議案書5ページをお開きください。

第75号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、7ページから30ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定に伴い、必要があるからであります。

本議案につきましては、令和5年8月7日に、人事院から国家公務員の給与についての勧告、いわゆる人事院勧告が出されまして、10月20日に人事院勧告どおりの内容

とすることが閣議決定されております。これを受けまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が11月14日に衆議院本会議にて可決され、さらに11月17日には参議院本会議にて可決され、11月24日に法律が公布されたところでございます。これによりまして、本条例を追加提出させていただくものでございます。

議案書6ページからと議案関係資料の7ページからを御覧ください。

改正の概要につきましては、第1条及び第2条関係については、共に常勤の職員及び定年前再任用短時間勤務職員に係る改正であります。施行期日により区分しており、また第3条及び第4条関係については、特定任期付職員に係る改正を施行期日により区分しており、第5条関係については、会計年度任用職員に係る改正ということでそれぞれ分かれております。

まず、第1条関係につきましては、幸田町職員の給与に関する条例の第20条第2項に規定する令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、100分の120から100分の125と0.05月分引上げ、定年前再任用短時間勤務職員については100分の67.5から100分の70と0.025月分引上げ、また、第21条第2項に規定する、令和5年12月に支給する勤勉手当の支給割合を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、100分の100から100分の105と0.05月分引上げ、定年前再任用短時間勤務職員については、100分の47.5から100分の50と0.025月分引上げ、さらに給料表の別表第1及び別表第2を、議案書7ページから13ページまでにあるとおり改めるものであります。

この給料表の改定につきましては、初任給の引上げと若年層職員に重点を置きつつ給与表全体の引上げを行うものであります。なお、これらの第1条関係の改正につきましては、国の取扱いに準じ、令和5年4月1日に遡って適用するものであります。

この改正による令和5年度の影響見込額としましては、給料表の改定に伴うものとして約1,775万円、そして、期末手当・勤勉手当の支給割合の改定による引上げに伴うものとして約1,900万円、それぞれ増額となる見込みであります。

続いて、第2条関係につきましては、幸田町職員の給与に関する条例第20条第2項に規定する、令和6年度以降に支給する期末手当の支給割合を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、6月及び12月ともに100分の122.5に、定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月ともに100分の68.75に改め、また、第21条第2項に規定する、令和6年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、6月及び12月ともに100分の102.5に改め、定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月ともに100分の48.75に改めるものであります。

そして、第3条関係につきましては、幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する、特定任期付職員の給料表を改め、第8条第2項に規定する、令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175とするものであります。

さらに、第4条関係につきましては、同じく幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項に規定する、令和6年度以降に支給する期末手当の支給割合を、6月及び12月ともに100分の170に改めるものであります。

ちなみに、本町では、現在対象となる特定任期付職員は採用しておりません。

そして、第5条につきましては、幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、別表第1、これはフルタイム会計年度任用職員の給料表であります、これを議案書15ページ及び16ページにあるとおりに改めるものであります。

施行期日につきましては、第1条及び第3条の規定は、公布の日であります。また、第1条の規定による改正後の幸田町職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定の適用日を、令和5年4月1日としております。

さらに、第2条第4条及び第5条の規定は、施行期日を令和6年4月1日とするものであります。これまでの2つの議案同様、既に支給された令和5年4月以降の給料及び12月8日に支給された期末手当については、改正後の条例の規定による給料及び期末手当の内払とみなし、その差額は年内に追加で支給する予定であります。

続きまして、議案書17ページをお開きください。

第76号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、31ページから34ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、出産被保険者の産前産後期間に係る減額措置を設けるものでありまして、出産する予定又は出産した被保険者の所得割額及び被保険者均等割額について、1人を出産する単胎妊娠の場合は、出産予定日の属する月の前月から出産予定日の翌々月までの4カ月間、また、双子、三つ子など複数人を出産する多胎妊娠の場合は、出産予定日の属する月の3カ月前から出産予定月の翌々月までの6カ月間に相当する額を減額すること及び世帯に出産被保険者がいる場合に、納税義務者である世帯主が行う減額に係る届出について規定するものであります。

施行期日につきましては、令和6年1月1日であります。

以上が、第73号議案から第76号議案までの提案理由の説明をさせていただきました。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第77号議案1件であります。

第77号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

また、議案関係資料は、35ページから38ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ2億4,024万

9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ211億6,232万2,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、10ページを御覧ください。

55款国庫支出金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億853万6,000円を新規計上するものであります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と基本的な内容は同じでありまして、市町村が実施するエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する事業に対して交付される国庫補助金であります。新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に5類感染症へ移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症との関連は交付要件とせずに活用できるようになったもので、去る11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策の実行に当たり、11月29日に成立しました国の令和5年度補正予算（第1号）におきまして、計上されたものであります。

本交付金は、対象とする事業が2種類ありまして、まずは低所得世帯支援枠としまして、後ほど歳出において説明をいたしますが、物価高騰の負担感が多い低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯等1世帯当たり7万円を給付する物価高騰対応重点支援事業を実施する財源として交付されるものであります。

本年度夏以降、低所得世帯の負担軽減を目的として、住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり3万円の給付を実施しているところでありますが、これに今回1世帯当たり7万円を追加することで、合わせて10万円の支援を行うこととするものであります。

もう一つの事業といたしましては、推奨事業枠としまして、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する事業に対して交付されるもので、その用途は、市町村の裁量で決めることができます。本町におきましては、後ほど歳出において説明をいたしますが、各区に管理運営を委託しております、公共集会施設の照明器具をLED化し、電気料金の高騰に対する支援を行うことで、各区の長期的な節約を図るとともに、温室効果ガスの排出量削減にも寄与するための財源として計上するものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金3,171万3,000円を追加しまして、一般会計の収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は12ページを御覧ください。

歳出につきましては、各款にわたりまして、職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その主な内容といたしましては、給与改定に伴いまして、給料、職員手当等及び共済費をそれぞれ追加するものであります。詳細につきましては、18ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、これに係る部分につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、初めに、15款総務費、10項総務管理費、50目コミュニティ推進費に

つきましては、コミュニティ推進事業におきまして、コミュニティホーム照明器具LED化工事1,595万円を新規計上するものであります。こちらの事業については、総務課が所管します5つのコミュニティホームにつきまして、現在設置している蛍光灯から消費電力が少ないLED照明に交換するものであります。

なお、事業実施に当たりましては、歳入において説明をさせていただきました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業枠を活用して取り組むものであります。

20款民生費、10項社会福祉費、10目社会福祉総務費につきましては、社会福祉総務一般事業におきまして、物価高騰対応重点支援事業としまして、歳入で説明をさせていただきました、住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり7万円の追加の給付に要する各経費を新規計上するものであります。

各経費の具体的な内容としまして、事務用品の消耗品購入や封筒・申請書の印刷に要する需用費の65万円、郵送料や振込手数料等の役務費83万円、システム改修や封入・封緘作業に要する委託料230万円、重点支援給付金1億4,700万円、合計1億5,078万円であります。

財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠を活用して取り組むものであります。

20目社会福祉施設費につきましては、老人福祉施設管理運営事業におきまして、老人憩の家、照明器具LED化工事2,251万3,000円を新規計上するものであります。

こちらの事業については、福祉課が所管します12の老人憩の家につきまして、照明器具をLED照明に交換するものでありまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業枠を活用して取り組むものであります。

15項児童福祉費、15目児童措置費につきましては、児童手当等支給事業におきまして、令和4年度事業の精算に伴い、国庫支出金の超過交付分に対する返還金が生じていることから、児童手当交付金返還金2万6,000円を追加するものであります。

35款農林水産業費につきましては、農業総務一般事業におきまして、農村センター等照明器具LED化工事773万円を新規計上するものであります。

こちらの事業については、産業振興課が所管します、3つの農村センター等につきまして、照明器具をLED照明に交換をするものでありまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業枠を活用して取り組むものであります。

14ページを御覧ください。

55款教育費、15項小学校費につきましては、小学校管理一般事業におきまして、会計年度任用職員共済費90万円を追加するものであります。こちらにつきましては、算定誤りによる計上漏れがございましたので、追加をお願いするものであります。今後このようなことのないよう、精査に努めてまいりたいと思います。

続いて、16ページを御覧ください。

25項社会教育費、15目公民館費につきましては、公民館管理運営事業におきまして、公民館照明器具LED化工事2,617万5,000円を新規計上するものであります。こちらの事業につきましては、文化スポーツ課が所管します8つの公民館について、

照明器具をLED照明に交換をするもので、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業枠を活用して取り組むものであります。

以上、令和5年度第4回幸田町議会定例会に本日追加で提出いたしました単行議案4件、補正予算1件につきまして、提案の理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第73号議案の質疑を許します。

ございませんか。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 国におきましても、内閣総理大臣の改定と同じように、今回も議員の期末手当を引き上げるよという内容でありますけれども、国におきましては、国民の大きな反発があって、凍結論が出たり、そして自主返納するというような状況でございます。コロナ禍において、物価高騰の中で今こうした議員の期末手当の引上げはいかなものかと思うわけでありまして、この点について伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 議員がおっしゃいますように、給与法改正によりまして、支給額は国家公務員等も増えております。それから、岸田首相のほうも、ボーナス、それから支給期末手当等が増えたわけですが、物価高が続く中で批判が相次ぎまして、首相や政務三役の増額分を自主返納する、そういった申し合わせ、そういったこともなされているというのは理解をしているところでございます。今回につきましては、期末手当の支給ということで、給与のほうは影響はしておりません。人事院勧告それから法改正に基づきまして、そのとおりに行わせていただくものであります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 議員、いわゆる特別職につきましては、これは給与というのではなくて報酬という形の中で、報酬審の中で町長のほうから諮問が行われ、そして、その引上げをしていくという内容でありますけれども、今回この点につきましては上げられないわけでありまして、期末手当につきましては、これは人勧どおりということで引き上げられるということでありまして、しかしながら、人事院勧告に基づくものにおきましては、これは一般職の給料あるいは期末手当の中で、人勧に沿った内容の中で引き上げられていくわけでありまして、議員やあるいは特別職等につきましては、何ら人勧に沿う必要はないというふうに思うわけでありまして、こうした今の社会状況の中で引上げを図るべきではないというふうに思うわけでありまして、そ

の点のところは考慮はしなかったのか伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先ほどの報酬審議会等につきましては、いつもこの期末手当の状況につきましては情報提供という形のみで取扱いをさせていただきまして、審議の対象とはしていないということでございます。

それから、議員の期末手当が人勧に準ずる根拠ということございまして、一般職の給与につきましては法律改正が行われ、これに準じて、特別職の給与に関する法律改正も行われているところでございます。本町におきましては、原則それに従って対応させていただいているということでございます。

○議長（藤江 徹君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第73号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第74号議案の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 同じように町長、副町長等の期末手当の引上げであるわけでございますけれども、今回、先ほども申しましたように、この特別職の給与あるいは期末手当につきましても、これは人勧どおりということではないわけでありまして。報酬審に諮りながら、そして引上げを図っていくという内容のものであります。その点につきまして、先ほども言われましたように、期末手当については報酬審のほうに報告にとどめるということであったわけでありまして、今までコロナウイルス感染が広がる中で、議員やあるいは町長等の給与・報酬につきましては10%カットという中で、そして、それをコロナ対策に充てていくと、こういうようなことを図ってきたわけでありまして。今現在の状況からいたしますと、コロナ禍の後、今、大変な物価高騰の中で非常に町民生活が厳しい、こういう状況の中で引き上げるのはいかがかというふうに思うわけでありましてけれども、その点についてどのように考えられたかお答えいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 厚労省の毎月勤労統計調査における速報値等でも、物価の高い状況が続く、今年10月の状況におきましては、労働者1人当たりの実質賃金、こうしたものも昨年の同じ月と比べて2%以上減少しているということで、19カ月連続でマイナスとなっているという状況を確認しております。そういった意味で実質賃金的にはマイナスが続いており、一般社会におきましては厳しい状況が続いているという中の今回の期末手当の引上げでございます。先ほど申しましたように、本町におきましては、人事院勧告に基づきまして一般職の給与について法律改正が行われ、これに準じて、特別職の給与に関する法律改正も行われておりますので、原則それに従っているものでございます。ただ、町の財政状況、民間に勤める方の思い等につきましてはしっかりと考慮し、配慮し、そういったことを心がけていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今の社会状況の中で、期末手当の引上げを見送ったところもあるというふうに伺っております。お隣の岡崎市でもたしか見送っているというふうに思う

わけでありますけれども、その点について状況調査というか、状況について把握をしておられたらお答えいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長、

○総務部長（林 保克君） 情報提供のほうをありがとうございます。詳細について把握していることは、この時点で申し上げる情報はございません。人勤に沿いまして、対応させていただくという形でお願いをさせていただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第74号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第75号議案の質疑を許します。

ございませんか。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 職員給与に関する条例の一部改正についてでありますけれども、今回人事院勧告に基づきまして給与改正が行われ、そして、また期末手当の引上げが行われるわけでございます。給与改正につきましては、説明にもありましたとおり、平均1.1%の引上げということでございます。

そこで、伺うわけでありますけれども、今、高卒、短大卒、そして大卒などの初任給、これが引き上げられるということでございます。見直しを図られるということでございますが、そうしますと、前年度と比べると差が出てくるのではないかなというふうに思うわけですが、全体的な引上げを図るというふうにおっしゃったわけでありますので、その辺のところは逆転現象が生じることはないというふうに思うんですけれども、この改正の内容が若年層にも配慮をされたということでありますけれども、実際こうした給料表の引上げをめぐって、既に職員となっておられる方との逆転現象が引き起こるような、こういうことはないと思うんですが、その辺のところはどのように調整をされたのか伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） このたびの人事院勧告でございますが、議員が言われます初任給を初め若年層に重点が置かれておりまして、年齢が上がるにつれて改定率が減る形で、全ての俸給表を引き上げるという内容でございます。初任給につきまして、具体的には民間企業における初任給の動向、公務における人材確保が喫緊の課題であることを踏まえまして、大卒の初任給を1万1,000円、高卒の初任給を1万2,000円程度引き上げる内容のものとなっております、この大卒・高卒の初任給を共に1万円を超えての引上げは、平成2年以来、33年ぶりということでございます。

それから、お尋ねの行政職給料表、給料月額に係る議員が言われる逆転現象でございますが、例えば、大卒1年目職員の初任給でございますが、職務の級が1級で、号給が29号給となります。2年目の職員につきましては、同じ1級であります、号給は4号上の33号給となります。給料表のつくりといたしまして、必ず号給が高いほう、つまり数字が大きいほうが給料月額が高くなっておりますので、給料の逆転現象というものは生じないというふうに理解をしております。

- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。
- 14番（丸山千代子君） 若年層に配慮をして引上げを図っていくということではありますが、そうしますと例えば、4級、5級、あるいは6級、7級、この辺にいきますと引上げ幅が小さくなってくる。そうしますと、当然逆転現象というのが考えられるわけでありませぬけれども、その辺のことは渡りながらやっていくというようなことになるのか。その辺のところはいかがなんでしょうか、お尋ねしたいと思います。
- 議長（藤江 徹君） 総務部長。
- 総務部長（林 保克君） 同じ級で上がっていく、例えば、採用されて4年でしたかね、迎えると2級に上がるというようなこともございまして、同じ級の中の号給、それから級の渡りという中で表ができておりまして、この表につきましては幸田町単独のものではございませぬので、こうした統一的な基準に沿って、今回は全て引上げとなっているわけございまして、逆転になっている部分はないという認識でございます。
- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。
- 14番（丸山千代子君） 逆転現象はないというようなことありますので、安心したわけでありませぬけれども、そこで、またお聞きするわけありますけれども、この説明の中で入っていないのが会計年度任用職員、この会計年度任用職員につきましては、これは大体3年契約というような形の中で行われているわけあります。フルタイムの場合は引上げが図られているわけございませぬけれども、パートタイム、この点については、今年の4月から期末手当を支給するというようなことで改善が図られました。ですけれども、今回のこの改正は、人勧に基づく改正は12月1日からのものあります。
- そこで、お伺いするわけありますけれども、会計年度任用職員についてはどういうことなのかという、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。
- 議長（藤江 徹君） 総務部長。
- 総務部長（林 保克君） お尋ねの会計年度任用職員の方についてでございます。今回につきましては、会計年度任用職員の方、フルタイムとパートタイムというのがございませぬ。フルタイムの会計年度の方につきましては給料表の改定ということで、議案関係資料にもありませぬとおり、改正の概要の（3）の別表第1、これが実は令和6年の4月1日からということになっておりますので、今年度何も影響がないということございませぬ。パートタイム会計年度任用職員につきましても、今回はこの人勧等による影響は全くないということの内容になっております。
- 議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。
- 14番（丸山千代子君） そうしますと、期末手当についてはどのようになっているんでしょうか。
- 議長（藤江 徹君） 総務部長。
- 総務部長（林 保克君） 期末手当につきましても、現在、期末手当の支給は行っているのは会計年度任用職員のフルタイムの方というのみでございまして、この方の給料表の改定のみの改正となりますので、これが令和6年の4月1日ということなので、期末手当については何ら反映されないということの内容でございます。
- 議長（藤江 徹君） ほかにございませぬか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 以上で、第75号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長(藤江 徹君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長(林 保克君) 先ほど丸山議員から御質問いただいた私の答弁の中で誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

それは、フルタイム会計年度任用職員の期末手当でございます。このフルタイム会計年度任用職員の方につきましても、資料にあります、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、この職員となりますので、同じような取扱いをさせていただくということでございますので、12月の期末手当も引き上がるという内容でございます。申し訳ございませんでした。

○議長(藤江 徹君) 次に、第76号議案の質疑を許します。

ございませんか。

14番、丸山君。

○14番(丸山千代子君) 今回、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するためのものということで出産被保険者の産前産後に係る減額措置という内容であります。

そこで、お伺いをするわけでありますけれども、この所得割につきましても納税義務者となっているわけであります。その12分の1で、次に、均等割につきましても被保険者の均等割というふうになっているわけでありますけれども、この施行期日が1月1日ということでありますけれども、現在、対象見者見込みというのがあるのかどうかを伺いたいというふうに思います。

○議長(藤江 徹君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(山本晴彦君) 対象者についての特定は現在承知しておりませんが、昨年度の実績からしますと、13人の方が対象にいらっしゃいまして、今年度の4月から11月まで4件該当者がおりましたので、今現在この法律が1月1日に施行された場合には何人かいらっしゃるものとして準備をしているところでございます。

○議長(藤江 徹君) 14番、丸山君。

○14番(丸山千代子君) 特別会計の補正の中で、システム改修が全額国の費用で行われるというようなことの答弁があったわけでございます。それが、後から国のほうからは来るよということで、まずは幸田町の財政の中から支出をするという内容であったかというふうに思います。

そこで、お聞きをするわけでありますけれども、今回のこの減額措置に関わるものは、国の制度として改正が行われるわけでありますので、軽減措置に係る負担、これは国のほうから補填をされてくるのかどうか伺いたいと思います。

○議長(藤江 徹君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 今回の改正に伴う減収分につきましては、これは決まっております。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を、この減収分については補填するというふうに規定されておりますので、幸田町の減収分が仮に11万8,569円、これは4人を想定した場合の数字でございますけれども、そのときの4分の1、2万9,643円が一般会計から特別会計へ繰り出して、特別会計に繰り入れるという形の負担割合になってございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 所得割に関しましては分かるわけでありまして、均等割に関しましては、これは被保険者ということでありまして、そこで、均等割にしましても、所得割にしましても、これは基礎課税額分、そして医療分ですね。医療分、介護分、後期高齢者分というふうになっておりますが、介護分は40歳以上というふうになっております。そうした点からすると、均等割につきましては、これは、例えばどのようになるのかということなんですけれども、40歳以上になるわけでありまして、その辺のところは計算の周知、あるいは、これは周知しなければ申請ができないわけでありまして、十分にこの周知をしていただきながら、軽減措置が受けられるようにやっていただきたいというふうに思うわけでありまして、その辺のところはどのように周知をされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 積極的に周知する方法といたしましては、まず妊娠され母子健康手帳の交付手続の際にチラシを配布し、制度を周知したいと考えております。次に、出産時に届出の際の手続の中で、所管課職員が届出の有無を確認をし、案内をさせていただきたいと考えております。さらに、出産した翌月に出産育児一時金の請求が国保連から届いた際にも届出の有無を確認をさせていただき、届出が出されていない場合には、こちらから届出を勧奨する案内を送るなど、届出に漏れないように周知していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 周知は十分にやっていただきたいというふうに思うわけでありまして、そこで、例えば、出産のときに不幸にも死産であったりとか、いろいろなことが想定されるわけなんですけれども、そうしたときには、これはどのような対応になるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 国民健康保険の被保険者でこれから出産をする予定の又は出産した方が対象者でございますが、具体的には令和5年11月以降に出産した被保険者の方が対象になります。なお、この制度の対象となる出産につきましては、今議員が御指摘、御質問いただきました考え方として、妊娠85日、12週4カ月以上の分娩で、死産、人工妊娠中絶を含む流産、早産の場合も出産というふうに対象とされておりますので、単体妊娠、子ども1人の妊娠の場合は4カ月が減額する期間で、多胎妊娠、双子や三つ子さんの妊娠の場合は6カ月が減額の期間という規定になってございます。この場合に、その期間が産後の期間でございます、翌々月までが減額の期間になりますので、

今議員が御心配される、その出産の後の期間については、これは対象となるかという御質問だと思いますけども、ここに減額には影響がないというふうに理解しております。

○議長（藤江 徹君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第76号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第77号議案の質疑を許します。

ございませんか。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を使っただけの対応でありますけれども、これについても一つ充当するのは、低所得者世帯の支援枠の住民税非課税世帯の7万円支給ということで、2,100世帯が挙げられております。もう一つは、LED対策で公民館やあるいは農村センター、そしてコミュニティホーム等のLEDになっているわけでありまして、この物価高騰対策というならば、なぜこのようにLEDのほうに回られたのか、その説明をいただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回ですけれども、これまでの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というところから、11月29日にですけれども、国のほうから通知がありまして、これまでは新型コロナウイルス感染症に関わる、これに係る電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援ということで進めてまいりましたけれども、この11月29日からコロナが5類に移行したということで、コロナに関係なくということで、国のほうの推奨事業メニューというのがございまして、その中の推奨メニューの中の一つといたしまして、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街というものもあるんですけれども、今回この自治会等の負担緩和や省エネの取組支援という、この部分の国の推奨メニューのほうを一応庁内で検討いたしまして、今回の補正で上げさせていただくことといたしました。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 国の推奨メニューの中で、自治組織の中のエネルギー対策として行われたということでありまして、これはそれぞれ所管ごとに決まって上げられているわけでありまして、この取扱いにつきましては、これは一括して入札によって行われるのか、それとも、それぞれの地元での対応になるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の案件につきましては4つですけれども、入札につきましては、それぞれで入札をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それぞれとなりますと、これは建物によっても変わってくるわけですが、こういうメニューにつきましては一括でやったほうが、調査をしながら、そして一括でやったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、それが、それぞれまちまちで区によって変わってくるということになるかというふうに思うんです。

が、そうした点については、やっぱり、全体として取り扱う、そういう必要性はないのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の交付金につきまして、11月29日に通知があったということと、それから、この事業が3月31日までに完了しなければならないということもございまして、今回コミュニティホーム、公民館、農村センター、老人憩の家と、施設が4種類に分かれるわけで、所管のほうも分かれるわけですが、この入札のほうは4本に分けさせていただきまして、確実に3月31日に完了するようにいたします。と思っています。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。

次に、教育費について伺いたいと思います。

その中の小学校管理一般事業の中で、会計年度任用職員の共済費90万円が上がっておりまして、これが算定誤りで計上が漏れたということで説明がありました。今後はこのようなことがないようにするというのであったわけですが、この会計年度任用職員につきましては、これは途中採用なのか、それとも、最初の4月からあったのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） こちらにつきましては、対象となっておりますのが学校の介助員の方でありまして、介助員の方のこちらの積算の数字を誤ったということでありますので、人数的には誤っておりませんでした。ちょっと算定の数字のほうを当初の予算を見誤っておったということでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 小学校につきまして、こうした会計年度任用職員の中で途中から採用するというようなこともあるようでございますけれども、そうしたのは今回この中に含まれていたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） こちらにつきましては、当初予想した数ということでありますので、途中から入ってみえた方も見えますが、当初の予定どおりということの数字でございまして。

○議長（藤江 徹君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第77号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、上程議案5件について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

14番、丸山君。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

○14番（丸山千代子君） 第73号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、第74号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。この2つの議案について一括で討論をしたいと思います。

人事院勧告に沿って幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正と同じように、また説明の中にあつたように、内閣総理大臣などの改定と同じように引き上げるというものであります。議員の期末手当0.1月引上げ、町長、副町長等の期末手当0.1月引き上げられます。改正による影響の見込額は、議員が72万円、町長、副町長が31万円と報告をされました。人事院勧告に沿っての引上げは、あくまでも一般職の給与・期末手当の引上げであり、議員や町長など特別職の引上げの根拠となるものではありません。国においては、首相などの給与引上げの給与法が成立しましたが、コロナ禍や物価高騰など暮らしや生活が大変圧迫されている国民から強い反発の声などがあり、凍結論が出されており、また自主返納すると言っております。

このような社会情勢の下で、議員や町長等、特別職の期末手当の引上げについては、町民の理解が得られるとは思えません。コロナ禍のとき、議員、町長の報酬を10%削減し、コロナ対策に充てたことがありました。それが今の状況の中では、物価高騰はコロナ禍に匹敵するほどの町民生活の危機となっております。物価高騰で暮らしが大変な中、期末手当の引上げに反対するものであります。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

採決の方法は、起立によります。

まず、第73号議案 幸田町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第73号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第74号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第74号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第75号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第75号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第76号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第76号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第77号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第7号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第77号議案は、原案どおり可決することに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付された事件は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和5年11月30日に召集された令和5年第4回幸田町議会定例会を閉

会といたします。

閉会 午前 11 時 24 分

○議長（藤江 徹君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和5年第4回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る11月30日から本日までに至る、21日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始、御熱心に御審議をいただき、本日追加上程させていただきました議案も含め、私どもが提案をいたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に生かしてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、9名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でありまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、御案内を申し上げます。

新春のイベントなどの関係でございます。

年明け、1月6日、土曜日、幸田町消防出初め式、8日、月曜日、成人の日には、令和6年二十歳のつどい、14日、日曜日には、半年以上かけて作られた最大13畳の大凧が新春の空を舞い上がる新春自由凧揚げ、1月28日、日曜日には、第46回幸田町新春駅伝・ファミリージョギング大会を開催いたします。

年明けからイベント等が目白押しでございますが、ぜひ御参加いただき、共に盛り上げていただきたいと思いますと思っております。

また、国の令和5年度経済対策及び令和6年度税制大綱に関する支援といたしまして、低所得者の子育て世帯への5万円加算給付や住民税均等割のみ課税世帯への新たな10万円の給付等につきましては、国からの具体的な方針が示され次第、準備進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

本年も残すところあと僅かでございます。年の暮れから年明けにかけては、ますます寒さが厳しくなると思われまふ。議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも御留意をいただき、新しく迎える年が皆様と幸田町にとりまして明るく良い年でありまふよう御祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。

長きにわたり、ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますよう、お願

いたします。

本年も、余すところ、僅かとなりました。

新しい年が、皆さんにとって、良い年になりますことを心から祈念申し上げます。

大変御苦労さまでした。

これにて散会いたします。

散会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和5年12月20日

議 長

議 員

議 員